

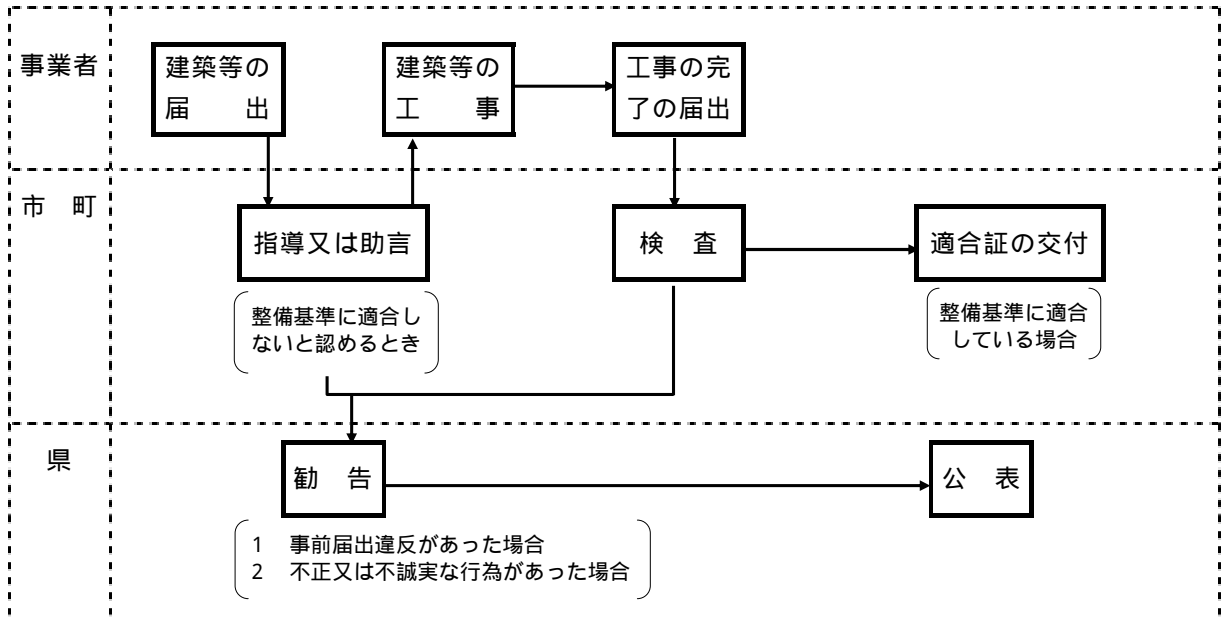
## 5 建築等に関する届出等の手続き

### 特定施設の届出等の手続き

施行規則別表第1及び第2の建築物等の建築等を行う場合は、下記の届出等が必要です。  
 「特定施設整備基準」(施行規則別表第3)が適用になります。(前ページ特定施設等整備基準適用表も参照してください)

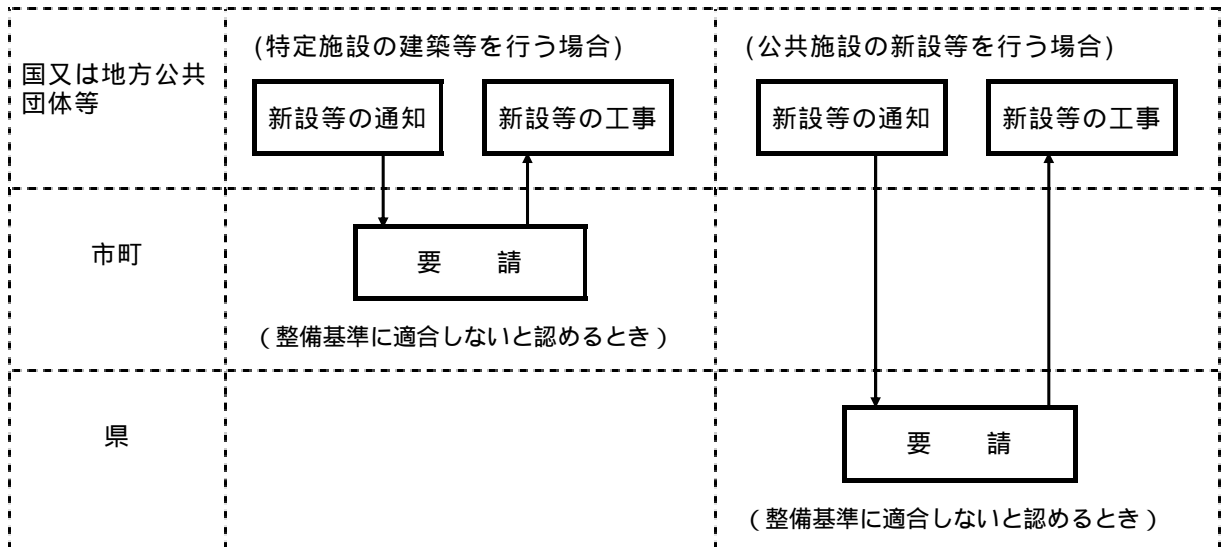
#### 特定施設の建築等の届出

公共の交通機関の施設の建築等を行う場合は、県(県土整備部まちづくり局都市政策課)へ届け出るようになります



#### 特定施設の建築等の通知(国又は地方公共団体等が特定施設の建築等を行う場合)

公共施設の建築等を行う場合は、県(県土整備部まちづくり局都市政策課)へ通知することになります

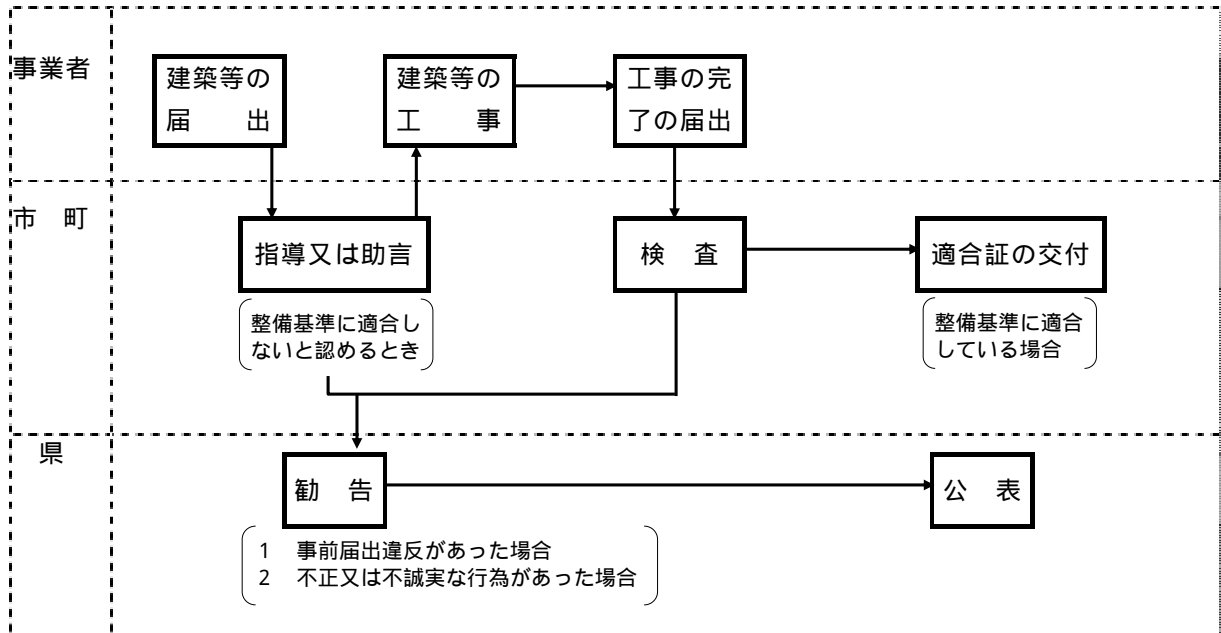


共同住宅の共用部分は、「特定施設」に含まれます。

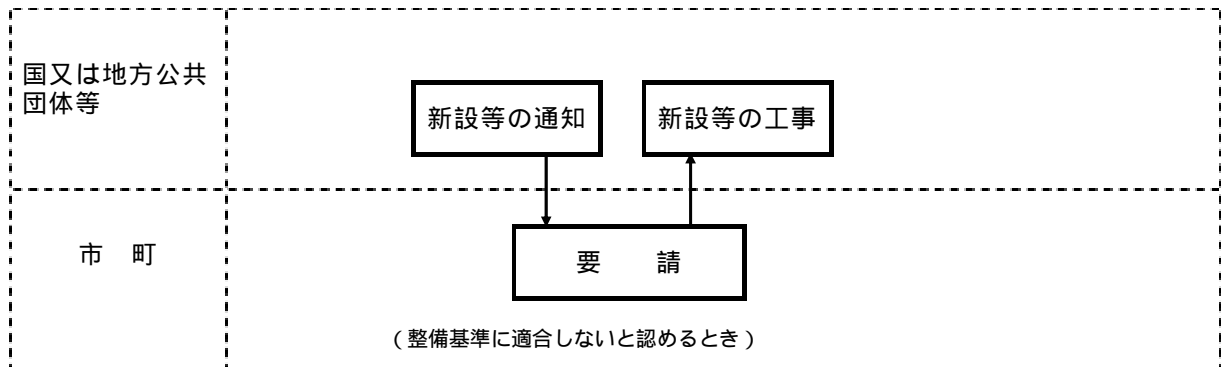
## 共同住宅の届出等の手続き

1棟につき21戸以上の共同住宅の建築等を行う場合は、下記の届出等が必要です。  
 下記の、 は特定施設整備基準、 は住宅整備基準による整備となります。

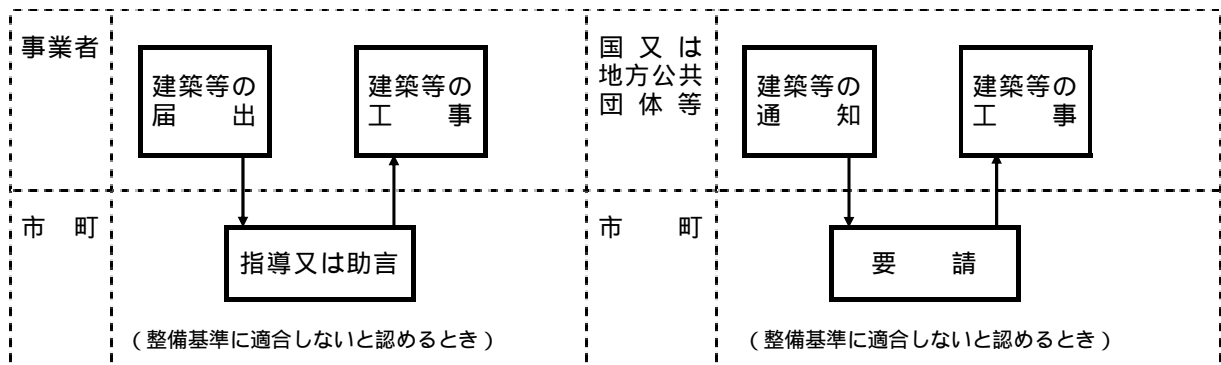
### 共用部分の建築等の届出



### 共用部分の建築等の通知 (国又は地方公共団体等が共同住宅の建築等を行う場合)



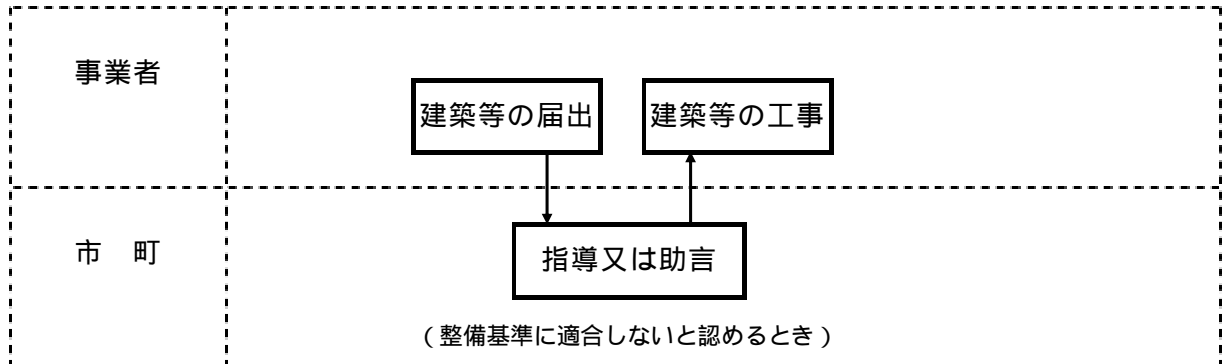
### 専用部分の届出・通知



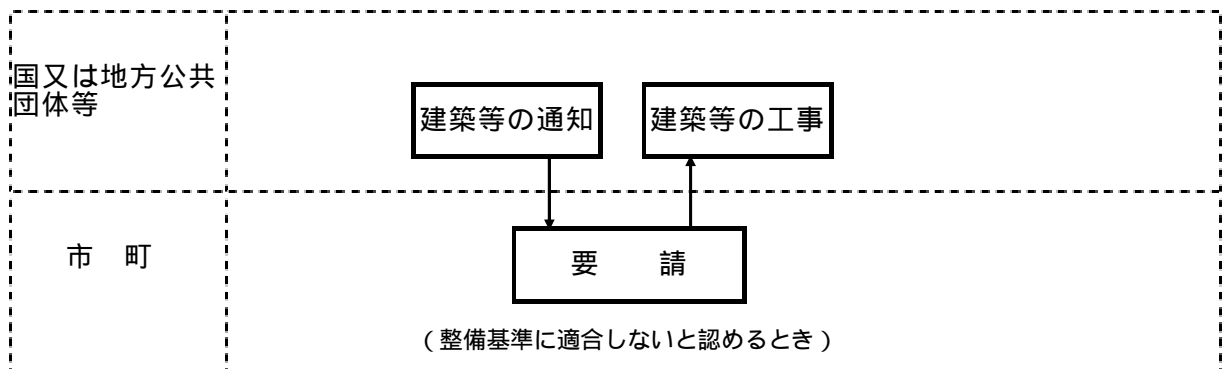
## 小規模購買施設等の施設の届出等の手続き

施行規則別表第2の2の建築物の建築等を行う場合は、下記の届出等が必要です。  
「小規模購買施設等整備基準」(施行規則別表第4の2)が適用になります。(前ページ特定  
施設等整備基準適用表も参照してください)

### 小規模購買施設等の施設の建築等の届出



### 小規模購買施設等の施設の建築等の通知(国又は地方公共団体等が小規模購買施設等の施設の建築等を行う場合)



## 6 届出等に要する図書

届出・通知の種別	提出図書 (下表図書番号を参照)		備考
	着工前	完了後	
1 特定施設の建築等の届出を行う場合 2 国等の公益的施設等の建築等の通知を行う場合 3 路外駐車場等の建築等の届出を行う場合 4 国等の路外駐車場等の建築等の届出を行う場合 5 小規模購買施設等の施設の届出を行う場合 6 国等の小規模購買施設等の施設の通知を行う場合 7 共同住宅の建築等の届出を行う場合 8 国等の共同住宅の建築等の通知を行う場合 9 国等の公共施設の新設等の通知を行う場合			路外駐車場 ・共同住宅・ 公共施設 以外のもの

図書番号	図書の種類	内容等
所 定 様 式	様式第1号	特定施設建築等(変更)届 / 正・副
	様式第2号	路外駐車場等建築等(変更)届 / 正・副
	様式第3号	特定施設整備調書
	様式第4号	特定施設工事完了届
	様式第5号	路外駐車場等工事完了届
	様式第7号	公益施設等建築等通知書
	様式第8号	路外駐車場等建築等通知書
	様式第9号	公共施設新設等通知書
	様式第10号	公園等整備調書
	様式第10号の2	小規模購買施設等建築等(変更)届
	様式第10号の3	小規模購買施設等整備調書
	様式第10号の4	小規模購買施設等建築等通知書
	様式第11号	共同住宅建築等(変更)届 / 正・副
様式第12号	共同住宅整備調書	
様式第13号	共同住宅建築等通知書	
図 面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示
	各階の平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示
	敷地の断面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示
	建築物の立面図 (2面以上)	縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口の位置を明示
	建築物の断面図 (2面以上)	縮尺及び床の高さを明示
	駐車場の平面図	車いすで利用できる駐車区画を明示
その他	知事が必要と認める図書(委任状、詳細図等)	

